

南スーダンへの自衛隊員派遣に反対する意見書（案）

政府は8月24日、安全保障関連法に基づく自衛隊活動の訓練を全面的に実施することを発表しました。11月中旬以降に南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣する予定の、陸上自衛隊部隊による「駆けつけ警護」等の訓練が行われます。

「駆けつけ警護」は、離れた場所で他国軍などが武装集団などに襲われた際、現場に駆けつけ救出活動を行うものであり、その際、従来のPKO法では不可能だった「任務遂行のための武器使用」などが安全保障関連法では認められることとなります。

しかし今、南スーダンは内戦状態であり、政府軍と反政府軍の戦闘が激化し、双方が国連施設や援助関係者を襲撃しており、「紛争当事者間の和平合意」などのPKO参加5原則が崩壊しているのが実態です。こうした南スーダンで、自衛隊員が任務遂行のための武器の使用を行えば、自衛隊員が戦後初めて他国の人々の命を奪い、またみずからの命を失うことになりかねません。

現に7月、南スーダンの首都ジュバで起きた大規模な戦闘では、多数の市民が巻き添えになり、中国のPKO隊員2人が死亡しています。

そもそも紛争地の難民支援や避難民支援に取り組んでいる日本のNGO団体から、「駆けつけ警護」の要望は出されていません。むしろNGO団体は、「紛争地での人道支援活動における安全確保については、「みずから武装しない」「武装した勢力と距離を置く」ことを一番の基本としています。自衛隊にせよ、その他の外国軍にせよ、軍事的に助けを受けることはNGOにとって非常に危険なこと」「殺気立っている現場に戦闘服姿の自衛隊員が駆けつけたら、相手を刺激して事態が悪化しかねない」と訴えています。

日本は過去の侵略戦争によって、アジアの人々に対して大変な犠牲と苦痛を与え、そのことを痛切に反省して日本国憲法の恒久平和主義の原則を定めています。二度と再び他国の人々の命を奪ってはなりません。

よって本市議会は政府等に対し、安全保障関連法に基づく南スーダンへの自衛隊員派遣はおこなわないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2016年 月 日
摂津市議会

（日本共産党提出）